

会社の設立・機関・株式の種類

~会社の仕組み・機関及び運営の基礎知識①~

司法書士商事 リーガルオフィス 代表司法書士 片口 翔太



目次

1.	個人事業主と法人	P 2
	(1)よく利用される法人の種類(その1、2、3) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2.	株式会社の設立の流れ	P 6
	(1) 発起人	P 7
	(2) 株主及び株主の権利 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
	(3) 株主総会と決議要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
	(4) 取締役、取締役会及び監査役 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
	(5) 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社など	P16
	(6)商号·事業目的·本社所在場所等	P17
3.	設立登記後の手続	P20
	(1) 資本制度	P21
	(2) 種類株式	P23
	(3) 属人的定め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P32
4.	定款の変更及び登記事項の変更	P33



1. 個人事業主と法人

個人事業主

- ①もっている自己資金の額に制約
- ②大手企業との取引に制約
- ③債務につき無限責任
- ④個人財産と事業財産の一致
- ⑤赤字の場合は事業活動について 課税なし・社会保険の適用が任意

法人

- ①社会から幅広くリスクマネーを集め、多くの株主(社員)によってリスクを分担できる
- ②登記による信用
- ③債務につき有限責任
- ④個人財産と事業財産の分離
- ⑤給与所得控除の適用・消費税の納税義務の2事業年度免除・認められる必要経費の増加



(1)よく利用される法人の種類その1

1. 株式会社

多数の者から資金を集めて、大規模な事業を行うことを想定した会社。 会社法のデフォルトルールは上場会社を想定(株主間に人的信頼関係がないことを前提に立法)。

有限責任→社員の個性は重要× → ①株式譲渡自由の原則

- →他人に経営を任せる○→ ②所有と経営の分離 ←経営を自ら行う× ←大規模
- →会社債権者の保護必要→

 ③資本制度・監視機構 ←株主相互の信頼関係×←
 - → ④公告・開示義務 ←ステークホルダー多 ←
 - → ⑤資本多数決の原則 ←
- 合同会社に比べ定款自治の範囲が狭い。
- 定款自治とは?
- →経営の規範(ルール)を自分たちで定款で自由に作っていくことができること。



(1)よく利用される法人の種類その2

2. 合同会社(H18~)

人的信頼関係のある少数の社員で、小規模・閉鎖的に事業を行うことを想定した会社。 社員(出資者)は自己の利益を確実に守ることができる。

①持分の譲渡制限 ◆

小規模→経営を自ら行うのが自然 → ②所有と経営の一致 -

- →人的信頼関係有
- → ③監視機構簡素
- →ステークホルダー少 → ④公告・開示不要
 - ⇒ ⑤全員の一致
- 定款自治の範囲が広い。



(1)よく利用される法人の種類その3

- 3. 有限会社(H18以降新規設立不可)
- ・原則として株式会社の規律が適用。
- ・役員の任期なし→任期満了による登記義務なし。
- ・公告義務なし。
- 監査役のみ設置可能。
- •上場不可。合併や会社分割による他社の買収不可。
- 4. 一般社団法人
- 会社との最大の違いは「営利性」がないこと。
- ・営利性とは?
- →その団体の構成員に利益を分配すること。
- ・非営利型法人(収入が寄附金や会費のみの法人)に区分されると税務上の収益事業のみが課税対象
- 主に資格ビジネスなどに利用される。